

長野市先端設備等導入支援事業補助金 Q & A

1 制度全般について

(問1) どのような補助金か

(答) エネルギー価格や物価高騰の影響を受けながらも、前向きな設備投資により生産性向上や従業員への賃上げ等に取り組む事業者を支援する補助制度です。

(問2) どのような事業者が対象となるのか

(答) 令和7年4月1日以降に長野市から先端設備等導入計画の認定を受けた設備を市内の事業所に設置する事業者が対象となります。業種の指定はありませんが、中小企業等経営強化法上の中小企業に該当すること、設備を設置する事業所等で従業員を1名以上雇用すること等が要件になります。

(問3) 既に導入した設備について申請することは可能か

(答) 導入後に申請することはできません。設備導入前に交付決定を受けておく必要があります。なお、交付申請のためには事前に先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。

(問4) 補助対象となる先端設備等導入計画の認定とは、どこまでを指すのか。

(答) 認定経営革新等支援機関に投資利益率が年平均5%以上となることの確認を受け、従業員に対する賃上げの表明を行っているもの（固定資産税軽減の特例要件に該当するもの）が対象となります。

(問5) 上限額までは複数回申請ができるのか

(答) 1事業者1回までとなります。

(問6) 1,500万円の下限を設定する理由は何か

(答) 単純な設備の入替ではなく、生産性の向上に繋がる効果的な投資を支援することを目的としているため、一定以上の設備投資に対して補助することとしています。

(問7) 複数の設備について申請することはできるか

(答) 一度の申請で複数の設備について申請することはできますが、各設備の価格が1,500万円以上である必要があります。

(問 8) 1,500 万円以下の設備は対象にはならないのか。

(答) 原則対象とはなりません。ただし、通常一体として使用することが想定されるもので、附随する設備がなければ効果をなさないものについては金額を合算することができます。

(問 9) 導入する設備を自社で施工・製造する場合、対象となりますか。

(答) 対象になりません。

(問 10) 先端設備等導入計画と見積書の型式は一致している必要があるか。

(答) 一致させてください。ただし、特注品等で型式がない設備の場合、計画と見積の設備名称、金額の一致等により確認をします。

2 補助対象事業・経費について

(問 11) 「一件あたりの取得に要する経費」とはどこまで含めてよいのか

(答) 設備本体の価格の他、取付料や配送料、手数料等の設備を取得するために直接要する経費は含めます。ただし、消費税や振込手数料等は含めることはできません。

(問 12) 導入計画に記載された設備と補助対象となる設備は一致している必要があるか。

(答) 導入する設備の内容や設置場所は一致している必要があり、先端設備等導入計画の認定後に変更がある場合は変更申請が必要です。ただし、金額においては必ずしも一致している必要はなく、見積書の金額を基に補助対象経費を算出します。

(問 13) 交付決定後に導入する設備を変更することはできますか。

(答) 原則、変更はできません。導入を予定していた設備が廃盤になったため異なる機械を導入する場合等には変更申請を行ってください。また、その際には先端設備等導入計画の変更申請も必要になります。

3 申請書類について

(問 14) 2 者以上の見積書の提出が困難な場合、どのようにしたら良いか。

(答) 機械を導入する相手方が 1 者に特定されてしまうなど、2 者以上の見積書の提出が困難な場合は事前のご相談の上、「一者選定事由書」を提出してください。

なお、ソフトウェアの開発に係る経費については必ず 2 者以上の見積が必須です。

(問 15) 一者選定事由書について、どのような理由ならば認められるのか。

(答) 「いつも取引をしているから」、「(広く流通している機器であるにも関わらず) 他社から見積を取ることができなかったから」といった事由は認めておりません。認められる例としては、「現在導入している機器と連動した機器の設定が必要である」等が挙げられます。

(問 16) 事業計画書や実績報告書中の「事業の完了日」の定義は何か。

(答) 補助事業の対象とする機械等の全てに関して、令和 8 年 1 月 31 日以前で次の①、②いずれも満たす日です。

①導入(引渡し)が完了した日 ②支払の完了日

(問 17) 補助金を申請したらすぐに機械を購入する等、事業に着手して良いか。

(答) 必ず交付決定後に着手してください。なお、交付決定には 3 週間程度かかります。

(問 18) 設備の支払い方法はどのようにしたら良いか。

(答) 銀行振込にしてください。クレジットカード、他取引との相殺、手形、小切手、ファクタリング等による支払は認められません。

(問 19) ネットバンキングでの支払の場合、証明書類は何を提出すれば良いか。

(答) 支払日、支払元口座、支払先口座、支払金額が明示されている画面を印刷してください。支払完了前(振込予約等)のものは証明書類として認められません。

(問 20) 従業員を雇用していることがわかる書類が提出できない場合はどうすれば良いか。

新設する事業所に先端設備等を設置し、併せて従業員を雇用する場合等、申請段階でやむを得ない事情により書類が用意できない場合は「従業員の雇用に関する誓約書」を提出してください。なお、事業所は既にあるが現在雇用している従業員がいない場合等は補助対象とはなりません。

【問い合わせ先】長野市経済産業振興部商工労働課

電話番号 026-224-8342